

平成26年3月3日
堺市

前金払制度及び中間前金払制度における支払限度額の見直しについて（お知らせ）

受注者の資金調達の円滑化をより一層図るため、本市が発注する建設工事及び工事関連業務について、前払金及び中間前払金の支払限度額を下記のとおり見直します。

記

	【前払金】	【中間前払金】
建設工事	(旧) 契約金額の10分の4を超えない範囲内で <u>2億円</u> を限度 ↓ (新) 契約金額の10分の4を超えない範囲内で <u>4億円</u> を限度	(旧) 契約金額の10分の2を超えない範囲内で <u>1億円</u> を限度 ↓ (新) 契約金額の10分の2を超えない範囲内で <u>2億円</u> を限度
工事関連業務	(旧) 契約金額の10分の3を超えない範囲内で <u>2億円</u> を限度 ↓ (新) 契約金額の10分の3を超えない範囲内で <u>4億円</u> を限度	

※建設工事は契約金額が250万円を超えるもの、工事関連業務（工事監理業務は除く。）は契約金額が100万円を超えるもので、かつ、入札公告等で前金払の支払条件を付したものが対象。（変更なし）